

令和6年5月23日

保護者の皆様へ

松原市立松原第四中学校
校長 河野 成伸

台風・地震等発生時の登下校の取り扱いについて 【保存版】

平素は本校教育活動にご支援とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、台風や地震等の影響により、登下校時に各種警報が発令された場合の
取り扱いを下記のようにお知らせします。それぞれのご家庭で充分にご指導くださ
いますようお願いいたします。

1. 大阪府全域又は南河内地区、松原市に『暴風警報』又は『災害発生情報[警戒レベル3]』及び『特別警報』が発令された場合は臨時休校とします。始業時(午前8時30分)までに警報が解除された場合は速やかに登校してください。
なお、始業時(午前8時30分)を過ぎて解除された場合は臨時休校とします。

※こんな問い合わせがよくあります。

「大雨警報」や「大雨洪水警報」が出ていますが、休校でしょうか？

↓

「大雨警報」や「大雨洪水警報」だけでは休校になりません。

2. 登校後、『暴風警報』又は『災害発生情報[警戒レベル3]』及び『特別警報』が発令された場合は、校区の状況に応じて学校長の判断のもと、「緊急時引き渡しカード」により、下校させることとなります。
3. 松原市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校とします。
また、その日以降の登校も、近隣地域の安全が確認されてからとし、それまでは自宅待機とします。

4. 『暴風警報』又は『災害発生情報[警戒レベル3]』及び『特別警報』以外の警報等が発令された場合においても、市教育委員会からの指示または、校区の状況に応じ学校長の判断で臨時休校とする場合があります。

5. 学校給食について

(1) 『暴風警報』『災害発生情報[警戒レベル3]』『特別警報』が午前7時現在において発令中の場合、それ以降の解除時刻にかかわらず学校給食は中止になります。

〈午前7時までに警報が解除された場合〉

……平常通りに授業があります。給食もあります。

〈午前7時から午前8時30分までに警報が解除された場合〉

……午前中だけの授業になります。給食はありません。

〈午前8時30分を過ぎて警報が解除された場合〉

……休校になります。

(2) 「震度5弱」以上の地震が発生した場合、発生した時刻にかかわらず、午前7時現在において臨時休校と決定されている場合、給食は中止になります。

『災害発生情報[警戒レベル3]』とは

指定河川の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合や洪水の危険度分布で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が接近・通過することが予想させる場合などに、市から発令される避難情報をいう。

『特別警報』とは

尋常でない大雨、洪水、津波、噴火、その他の大災害が発生又は発生すると予想される場合に発令される警報をいう。